

令和5年由仁町議会第1回定例会 第1号

令和5年3月6日(月)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、令和4年度定例監査報告
- 4 行政報告
- 5 由仁町ゼロカーボンシティ宣言
- 6 議案第 1号 令和4年度由仁町一般会計補正予算について
- 7 議案第 2号 令和4年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 8 議案第 3号 令和4年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 9 議案第 4号 令和4年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 10 議案第 5号 令和4年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 11 議案第 6号 令和4年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 12 議案第 7号 令和4年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 13 議案第 8号 令和4年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 14 議案第 9号 由仁町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 15 議案第10号 由仁町個人情報保護審査会条例の制定について
- 16 議案第11号 国の機関等への研修派遣等に係る職員に支給する手当に関する条例の制定について
- 17 議案第12号 由仁町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 18 議案第13号 由仁町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第14号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第15号 由仁町健康元気づくり館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第16号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第17号 ゆにガーデン設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第18号 町道路線の認定について
- 24 議案第19号 公平委員会委員の選任について
- 25 議案第20号 監査委員の選任について
- 26 令和5年度予算編成方針

- 27 議案第21号 令和5年度由仁町一般会計予算について
- 28 議案第22号 令和5年度由仁町国民健康保険事業特別会計予算について
- 29 議案第23号 令和5年度由仁町農業集落排水事業特別会計予算について
- 30 議案第24号 令和5年度由仁町介護保険事業特別会計予算について
- 31 議案第25号 令和5年度由仁町後期高齢者医療特別会計予算について
- 32 議案第26号 令和5年度由仁町水道事業会計予算について
- 33 議案第27号 令和5年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計予算について
- 34 議案第28号 令和5年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計予算について
- 35 一般質問
- 36 由仁町議会の
個人情報
保護に関する
条例の制定
に係る審査
特別委員会
報告第1号 由仁町議会の個人情報の保護に関する条例の制定に係る審査特別委員会報告書について
- 37 会議案第1号 由仁町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 38 由仁町議会の
構成と運営
に係る審査
特別委員会
報告第1号 由仁町議会の構成と運営に係る審査特別委員会報告書について
- 39 会議案第2号 由仁町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 40 意見書案
第1号 食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産
経営の安定を求める意見書について
- 41 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長10番	熊林和男君	副議長	9番	後藤篤人君
1番	大島敏弘君		2番	羽賀直文君
3番	早坂寿博君		4番	加藤重夫君
5番	浮田孝雄君		6番	佐藤英司君
7番	平中利昌君		8番	大竹登君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	石	井	洋	君
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	河	合	高	弘
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	中	道	康	彦
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	野	島		健
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	青	木	祐	次
員	会	事				君
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	泉	陵	平	君
主		査	濱	道	義	繼
主		事	清	水	香	葉
					子	君

◎開会 午前 9時34分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和5年由仁町議会第1回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 浮田君、6番 佐藤君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長、早坂君

○3番（早坂寿博君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告します。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、3月3日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

それでは、今定例会の付議事件等ではありますが、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長から由仁町ゼロカーボンシティ宣言、町長提出案件として令和4年度各会計補正予算案8件、条例の制定案4件、条例の一部改正案5件、町道の認定1件、人事案2件、令和5年度各会計予算案8件、計28件であります。議会提出案件として特別委員会報告2件、会議案2件、意見書案1件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件、計6件であります。

続いて、議事運営の取扱いにつきましては、議案第9号と10号並びに令和5年度各会計予算案、議案第21号から28号は一括上程とし、その他の議案については単独上程といたします。また、令和5年度各会計予算案につきましては予算審査特別委員会を設置の上、同委員会へ付託し、休会中の審査といたします。令和5年度予算編成方針についての質問は、一般質問に含めて行うこととし、通告期日を3月8日正午といたします。一般質問については、休会後の13日に行うこととします。

本会議及び議事の日程は、1日目、6日は日程第1から日程第34まで、2日目、13日は日程第35、一般質問のみです。最終日、17日は予算審査特別委員会報告並びに残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については3月6日から3月17日までの12日間とすることで意見の一致を見たところ です。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの12日間とすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の令和4年度定例監査報告をいたします。監査委員から令和4年度定例監査結果報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（熊林和男君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 令和4年第4回定例会以降の行政事務について、7点ご報告をいたします。

第1点目は、令和4年度中に締結をしました災害時等に関する協定についてであります。去る1月26日に株式会社トヨタレンタリース新札幌と災害時におけるレンタル車両の優先賃借に関する協定を締結いたしました。この協定は、大規模な災害が発生した場合において停電時に電気製品が使えるハイブリッド車について優先的に賃借できる協定を締結することにより町民生活の確保、生活環境の保全を図ることを目的とするものであります。これによりまして、当町の災害時等に関する協定は合計26件となったところであります。今後も多くの企業、組織と連携しながら、町民の皆さんが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指してまいります。

第2点目は、夕鉄バス路線の廃止についてであります。現在、町内の民間バス路線は北

海道中央バス株式会社と夕張鉄道株式会社による3路線が運行されております。どちらの会社におきましても従来から傾向として見られておりました利用者の減少に加え、深刻な従業員不足、深刻な従業員、運転手のことでありますが、企業努力をもって路線維持が大変厳しい状況であるとの報告を受けておりました。このような状況の中、夕鉄バスから関係路線の沿線自治体であります江別市、夕張市、栗山町、南幌町、由仁町の2市3町に対して、同社が運行する地域間幹線系統、いわゆる複数市町村にまたがる路線バス4路線のうち3路線について、本年9月をもって廃止する旨の文書が2月1日付で届いたところであり、当町に関係する路線は、夕張（りすた）から新さっぽろ駅を結ぶ路線であります。道都札幌への通勤、通学、買物など、唯一かつ必要不可欠な路線であり、令和4年度及び令和5年度において沿線自治体で協調補助を行い、令和6年度以降については継続的な協議を続けていく予定でありましたが、財政支援を行ってもなお赤字に加えまして、運転者不足により路線バスの運行維持はもとより、貸切りバスの運行もできない状況となり、会社存続のため3路線を廃止する決断に至ったとのことであり、短期間に再び貴重な交通手段を失うことになり、非常に残念な思いであります。今後もさらに厳しさを増すことが予想される公共交通機関であります、現在実証運行中のデマンドバス由仁北広島線をはじめ、町民の足を確保すべく、交通事業者や関係機関との協議、検討を進めてまいります。

第3点目は、デマンドバスの運行状況についてであります。昨年10月から実証運行を実施しておりますデマンドバス由仁北広島線は、2月末日現在での利用者数が延べ511人、実人数で64人となっております。1日平均利用者は約5.1人となっており、予約がなく1便も運行を行わなかった日は11日であります。これまでの取組の中では、利用者に対し、ラインアプリでの予約や運行情報の提供、車内モニターによる情報周知などの利便性の向上を図っており、また石狩学区へ通う予定の新1年生に意向調査を行うなど、引き続き検証を行ってまいります。

第4点目は、ふるさと寄附金の受付状況についてであります。今年度の寄附金は、受付ベースで2月末日現在9,020件、1億4,233万円となっており、前年度同時期と比べますと件数では378件の増加、金額では1,607万円の増額となっております。ここ数年の健康を意識した新しい食生活スタイルの浸透がオートミールの人気を一層高めており、今年度は過去最高の寄附額となる見込みであり、多くの方々から由仁町の魅力を知っていただけたものと認識をしております。来年度におきましても協賛事業者にご協力をいただき、十分な返礼品を確保するとともに、由仁町を積極的にPRして寄附額の増加に努めてまいります。

第5点目は、マイナンバーカードの申請状況についてであります。マイナンバーカードの必要性や申請受付のための体制整備については、これまでの議会定例会において既に報告しているとおりであります。2月末日現在の申請状況であります、全国では9,415万9,419件で申請率74.8%、北海道は364万4,912件で70.3%となっております。当町における申請状況は、3,514件、72.7%で、申請率は全国をやや下回っておりますが、北海道をやや上回っているところであります。これまで国が普及

促進策の目玉として取り組んでおりましたマイナポイント第2弾のカード申請期限は2月末をもって終了いたしました。今後におきましては従来の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに健康保険証の機能を一体化させることが示されるなど、その必要性がますます高まっていくことが想定されますので、引き続き普及促進に努めてまいります。

第6点目は、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、令和3年2月14日に国において特例承認されて以降、当町におきましては同年4月30日からワクチン接種業務に従事する医師や医療従事者を対象に順次接種を開始したところであります。さらに、昨年10月11日からは現在の感染の主流となっております変異株、オミクロン株に対応したオミクロン株対応2価ワクチンに切り替え、多くの町民にご理解をいただきながらワクチン接種を行ってきたところであります。2月末日現在のワクチンの接種状況であります。町内医療機関において個別に接種を行っておりますオミクロン株対応ワクチンにつきましては、接種対象であります12歳以上の3,115人の方が、5歳から11歳までの小児に対する接種につきましては88人の方が3回目の接種を終えたところであり、生後6か月から4歳までの乳幼児に対する接種につきましては14人、16.3%の方が2回目の接種を終えたところであります。また、令和3年4月から接種を開始したワクチン、いわゆる従来型のワクチンにつきましては接種対象であります12歳以上の方が86.9%、65歳以上では94.6%の方が3回目の接種を終えたところであります。現在のワクチン接種は、国が定めた特例臨時接種期間によりまして今月末日までとなっておりますが、4月以降の接種につきましては国において検討中であります。今月中に方針が示される予定となっておりますので、方針が示され次第、接種を希望する皆さんが確実に接種することができるよう、しっかりと準備を行い、適切に対応してまいります。

第7点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、土木事業の三川本通り線道路改築工事と古山第2墓地線道路改築工事は、いずれも昨年12月20日に完成いたしました。次に、建築事業の由仁町公営住宅中央団地建設工事は2月10日に完成いたしました。なお、入居につきましては令和5年度に予定しております駐車場整備などの外構工事の完成後に進める予定であります。

行政報告は以上でございます。

○議長（熊林和男君） 次に、教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（石井 洋君） 令和4年第4回定例会以降の教育行政諸般につきまして2点ご報告申し上げます。

第1点目は、令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についてであります。この調査は、調査結果を基にして学校の教育活動全体を通じた体力の向上に関する指導の工夫や改善を進めることを目的とし、毎年全国の小学校5年生と中学校2年生を対象として実施され、このほど調査結果が公表されたところであります。調査内容は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、持久走または20メートルシャトルラン、50メートル

ル走、立ち幅跳びの小学校、中学校共通実技のほか、小学校ではソフトボール投げ、中学校ではハンドボール投げの計8種目の実技テストに加え、運動習慣に係る質問調査となっております。その調査結果であります。全国の体力合計点につきましては令和3年度に比べ小中男女ともに低下しており、その要因として運動時間の減少、肥満である児童生徒の増加、朝食の欠食やスマートフォン、ゲーム機等の視聴時間の増加などによる生活習慣の変化が指摘されているところであります。また、新型コロナウイルス感染症の影響によりマスク着用中の激しい運動の自粛も要因の一つとして考えられております。次に、当町の結果についてであります。令和3年度との対比では中学生女子が2.1ポイント上昇しているほかは、小学生男子は4.8ポイント、小学生女子は2.9ポイント、中学生男子は0.4ポイント低下を示しております。全国平均との対比では、一部の種目で全国平均を上回るものもありますが、体力合計点では小中学生男女ともに全国平均を下回る結果となっております。また、小学生では全国平均と比べ肥満傾向の児童が多く、さらに朝食を食べない小中学生が全国平均より多い結果となっております。この調査結果を踏まえ、今後も体育の授業等において体力づくりを行うとともに、朝食をきちんと取り、元気に1日の生活が始められる規則正しい生活習慣の定着を図ることが重要であると考えているところであります。

第2点目は、令和5年3月中学校卒業予定者の進路状況についてであります。今年3月の由仁中学校卒業予定者は、30名全員が高等学校への進学を希望しております。出願先の状況につきましては、国立高校である苫小牧工業高等専門学校に1名、公立高校には管内の岩見沢緑陵高校に5名、岩見沢農業高校に3名、長沼高校、栗山高校、岩見沢東高校にそれぞれ2名、岩見沢西高校、岩見沢高等養護学校にそれぞれ1名、管外の千歳高校に3名、北広島高校に2名、札幌白石高校、旭川工業高校、苫小牧西高校、鶴川高校、新篠津高等養護学校にそれぞれ1名の計27名が出願しております。また、私立高校には札幌日大高校、北海道文教大学附属高校、大谷室蘭高校にそれぞれ1名が出願しており、公立高校を含め昨年と比べると石狩管内への出願者数の割合が高くなっております。なお、高校受験につきましては既に実施済みであり、公立高校の合格発表は3月17日に予定されております。

教育行政報告は、以上2点でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 由仁町ゼロカーボンシティ宣言

○議長（熊林和男君） 日程第5、由仁町ゼロカーボンシティ宣言。

本件について、町長から発言の申出がありましたので、許可いたします。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま議長からお許しをいただきました。本年4月15日、16日の両日、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合が札幌市において開催されます。この会合におきましては、地球温暖化などの環境問題に対してG7先進7か国が団結、協

力して取り組む事項が取りまとめられるものと承知をしているところであります。地球温暖化につきましては、言葉のとおり地球規模の大きな課題であり、世界各国、日本、都道府県、そして市町村がそれぞれの立場で取組を進めなければ地球温暖化を防止する脱炭素社会を実現することは困難であります。私といたしましても果たすべき役割を認識し、脱炭素社会の実現に向けて取組を進めていくことをここに宣言をするものであります。

由仁町ゼロカーボンシティ宣言。

日本各地で大雨や猛暑などの異常気象が毎年のように発生しています。このことは日本のみならず、世界各地でも同様に深刻な自然災害が発生しており、地球規模での温暖化対策が急務となっております。

2015年に合意されたパリ協定では、平均気温上昇を1.5℃までに抑えることを世界共通の長期目標として掲げられ、その実現には、IPCC、気候変動に関する政府間パネルの特別報告書におきまして2050年までに二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があると示唆しております。

こうした中、2020年日本政府においても「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ」にするカーボンニュートラル宣言がなされました。

私たちのふるさと由仁町では、近年、大規模な被害を伴う自然災害に見舞われてはおりませんが、決して楽観できるものではありません。将来を見据えたとき、この地球温暖化という大きな課題に向き合い、町民、事業者、行政それぞれが脱炭素に向けた取り組みを進めることが大切であります。

緑豊かな田園風景、安心して生活できる環境を次代を担う由仁っ子に残すため、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「由仁町ゼロカーボンシティ」を目指すことをここに宣言をいたします。

令和5年3月6日、由仁町長、松村諭。

今後におきましては、既に策定済みの由仁町地球温暖化防止実行計画の見直しを進め、あらゆる方面から取組を進めてまいります。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第5、由仁町ゼロカーボンシティ宣言を終わります。

◎日程第6 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第1号 令和4年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 令和4年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではふるさと寄附金の増加に伴う積立金及びほほえみの家の指定管理施設運営事業費並びには場整備事業費などの増額と本年度事業の完了に伴う予算整理で、歳入では町民税及び地方交付税の増額、事業費確定に伴う補助金等の整理などが主

なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 令和4年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第7、議案第2号 令和4年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 令和4年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費の減額など、歳入では国民健康保険税の減額及び歳出の決算見込みに伴う道支出金の減額などが主なものであります。

なお、このたびの補正予算案につきましては、去る2月16日に開催されました由仁町国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 令和4年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第3号 令和4年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 令和4年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では集落排水管理費などの予算の整理で、歳入では補償費の減額及び使用料の増額などが主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 令和4年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第4号 令和4年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 令和4年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費及び地域支援事業費の減額や基金積立金の増額などで、歳入では保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴う負担金及び交付金並びに繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 令和4年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

- 議長(熊林和男君) 日程第10、議案第5号 令和4年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長(松村 諭君) 議案第5号 令和4年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険料還付金の増額、歳入ではその財源として広域連合からの還付金を増額するものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長(熊林和男君) 住民課長
○住民課長(中道康彦君)

「記載省略」

- 議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。

議案第5号 令和4年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

- 議長(熊林和男君) 日程第11、議案第6号 令和4年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長(松村 諭君) 議案第6号 令和4年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、事業費などの確定に伴う予算整理が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長(熊林和男君) 建設水道課長
○建設水道課長(岩花 司君)

「記載省略」

- 議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。

議案第6号 令和4年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

- 議長(熊林和男君) 日程第12、議案第7号 令和4年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長(松村 諭君) 議案第7号 令和4年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では医薬材料費の増額及び人件費などの予算整理、歳入では診療収入の増額及び一般会計繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長(熊林和男君) 診療所事務長

- 町立診療所事務長(桐越佳世君)

「記載省略」

- 議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和4年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原

案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長(熊林和男君) 日程第13、議案第8号 令和4年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第8号 令和4年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では人件費や施設管理経費などの予算整理、歳入では施設介護サービス収入の減額及び一般会計繰入金が増額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 診療所事務長

○町立診療所事務長(桐越佳世君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和4年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号及び日程第15 議案第10号

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

日程第14、議案第9号 由仁町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、日程第15、議案第10号 由仁町個人情報保護審査会条例の制定については関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題として審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、一括議題とすることに決定をいたしました。
議案第9号、議案第10号を一括議題といたします。
町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) ただいま一括上程されました議案第9号 由仁町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第10号 由仁町個人情報保護審査会条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、個人情報の保護に関する法律が改正されまして、令和5年4月1日から施行されることに伴い、現行の由仁町個人情報保護条例を廃止し、新たに必要となる条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 総務課長

○総務課長(河合高弘君) それでは、ただいま一括上程されました議案第9号及び議案第10号について内容の説明をいたします。

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から施行されることとなります。この改正により、この法律が直接地方公共団体に適用されることになったことに伴い、これまで由仁町が保有する個人情報については由仁町個人情報保護条例に基づき取扱いをしていたところでありますが、改正個人情報保護法の施行に伴いまして現行の由仁町

個人情報保護条例を廃止し、新たに法律施行条例を制定しようとするものであります。

それでは、議案第9号 由仁町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてご説明します。議案17ページを御覧ください。第1条は、趣旨について規定をしたものであります。

第2条は定義についてであり、この条例の実施機関は町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公平委員会とするものであります。

第3条は手数料等について規定しており、開示請求に係る手数料は無料とする規定などを設けております。

議案18ページを御覧ください。第4条は審査会への諮問について規定をしており、専門的な知見に基づく意見を聞くことが必要と認めるときは、由仁町個人情報保護審査会に諮問することができる旨を規定しております。

第5条は委任で、この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は規則で定めることとしております。

附則といたしまして、第1条は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

第2条は、由仁町個人情報保護条例を、いわゆる現行条例を廃止しようとするものであります。

第3条は経過措置で、由仁町個人情報保護条例第13条第1項で規定する職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり不当な目的に使用したりしてはならない義務、議案19ページを御覧ください。第2項において規定する旧条例に規定する事項、自分に関する個人情報の開示について、第3項に規定する旧条例に規定する不服申立てに対する調査審議について、第4項に規定する旧審査会の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務などについては、この条例の施行後もなお従前の例によるものとするものであります。

以上で議案第9号の内容の説明を終わります。

続きまして、議案第10号でございます。議案は21ページを御覧ください。現在由仁町の個人情報保護審査会は、由仁町個人情報保護条例、現行条例第37条において規定をされておりますが、このたびの法改正により組織運営に関する事項は条例による定めが必要になったことから、新たに本条例を制定しようとするものであります。

それでは、由仁町個人情報保護審査会条例の制定について内容の説明をいたします。第1条は委員会の設置の規定であり、第2条は定義についてで、この条例における実施機関とは由仁町個人情報の保護に関する法律施行条例に規定する実施機関及び議会とするものであります。

第3条は、委員会の所掌事務についての規定であります。第1号では審査請求が不適法であり、却下する場合など、第2号では施行条例を改廃しようとする場合などは審査会に諮問することができる旨を規定しております。

22ページを御覧ください。第3号及び第4号においては、議会の個人情報保護条例の規定による諮問に応じて調査審議する旨を規定しております。

第4条は、委員は5人以内で組織することなどを規定しております。

第5条は、会長及び副会長に関する規定でございます。

第6条は会議に関する規定で、審議会の会議は会長が招集することなどを規定しております。

第7条は審査会の調査の権限に関する規定で、実施機関に対し保有している個人情報の提出を求めることができる規定などを行っているものであります。

23ページを御覧ください。第8条は意見の陳述で、審査請求人等は審査会に対し、口頭により意見陳述などができる規定を設けております。

第9条は、意見書の提出に関する規定であります。

第10条は、提出資料の閲覧に関する規定で、審査会に提出された意見書などの閲覧を求めることができることを規定しております。

24ページを御覧ください。第11条は、その他審査会の組織運営に関する事項で、この条例に定めるもののほか、必要な事項は審査会が定めることとしております。

附則といたしまして、第1項は施行期日に関する規定で、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。ただし、附則第3項の規定については公布の日から施行しようとするものであります。

第2項は経過措置で、第3項は町長は施行日前においても第4条第2項の規定の例により審査会の委員の委嘱をすることができるとする旨を規定しております。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、議案第9号の第2条、定義のところでは監査委員って飛ばしていたような気がしたのですけれども。選挙管理委員、その次に農業委員と言ったような気がしたのだけれども、違ったですか。僕の聞き間違いか。第2条の定義で。

○総務課長（河合高弘君） 申し訳ありません。第2条第2項、この条例において実施機関とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公平委員会をいうものであります。

○議長（熊林和男君） 分かりました。

内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 由仁町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号 由仁町個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

○議長(熊林和男君) 日程第16、議案第11号 国の機関等への研修派遣等に係る職員に支給する手当に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第11号 国の機関等への研修派遣等に係る職員に支給する手当に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、4月1日から内閣府へ職員を派遣することに伴い、必要な手当を支給することを目的に新たに条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 総務課長

○総務課長(河合高弘君) 議案第11号 国の機関等への研修派遣等に係る職員に支給する手当に関する条例の制定について内容の説明をいたします。

本年4月1日から職員を東京都に所在する内閣府へ研修派遣することに伴い、首都圏での勤務に当たっての物価などを考慮し、地域手当を支給しようとするため、新たに条例を制定しようとするものであります。

地方公務員に対する地域手当の根拠は、地方自治法第204条に規定されており、首都

圏や都市部など物価の高い地域に勤務する公務員に対して支給される手当であります。勤務地によって生じる支出の差を埋めるための制度であり、国家公務員の地域手当は人事院規則、地方公務員の手当は条例によって定められます。このたびその制度に準じまして条例を制定し、派遣する職員に対して地域手当を支給しようとするものであります。

それでは、内容の説明をいたしますので、議案25ページを御覧ください。第1条は、趣旨であります。

第2条は地域手当についてであり、給料の月額に100分の20を乗じて得た額、給料月額2割を超えない範囲で支給しようとするものであります。ちなみに、今回派遣する内閣府がある東京都の特別区の率は、1級地から7級地まで区分があるのですが、その1級地で上限の20%となります。

第3条は、この条例に必要な事項は規則で定めることとしております。

附則として、第1項、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項において、職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、第2条第1項中、扶養手当の次に地域手当を加えようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君）　質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君）　ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 国の機関等への研修派遣等に係る職員に支給する手当に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第12号

○議長（熊林和男君） 日程第17、議案第12号 由仁町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第12号 由仁町企業版ふるさと納税基金条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、当町が行う地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、法人から寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の実施に必要な費用に充てるため、地方自治法第241条の規定に基づき、条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 地域活性課長

○地域活性課長（青山裕志君） 議案第12号 由仁町企業版ふるさと納税基金条例の制定について内容の説明をいたします。

まず、基金の財源となる企業版ふるさと納税制度の概要であります。この制度は、国が認定する地域再生計画に記載された地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に法人税などから減額控除する仕組みであり、既存の軽減措置と合わせて寄附額の最大9割の優遇措置を受けられるものであります。当町が認定を受けている地域再生計画、由仁町まち・ひと・しごと創生推進計画に基づく事業に対する寄附であれば、税の優遇措置が受け入れられるものであり、産業振興から観光、子ども・子育て支援を含めて幅広い分野で活用できるものであります。

企業版ふるさと納税の課題といたしまして、寄附を受けた年度の事業に寄附金を充てなければならぬこと、また事業費の総額を超える寄附を受けられないことが挙げられます。基金を設置することにより、寄附金を積み立て、翌年度以降の事業にも活用できることが可能となりますので、寄附金を柔軟かつ最大限に活用することが可能となると考えております。また、この企業版ふるさと納税は令和6年度までの措置であることから、基金を設置することでその寄附金を積み立て、令和7年以降にも活用することが可能となると考えております。

それでは、条例案の説明をいたしますので、議案書27ページをお開き願います。由仁町企業版ふるさと納税基金条例。

第1条は、設置の目的であります。

第2条は積立てで、基金への積み立ては第1条に定める目的を達成するために行われた寄附行為に係る寄附金を積み立てるものとするもので、積み立てる額はその年度の予算に定める額とするものであります。

第3条は、管理です。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法で保管しなければならないものと規定しております。

第4条は、運用益金の処理です。基金運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上して、この基金に繰り入れるものであります。

29ページをお開きください。失礼しました。28ページをお開きください。第5条は、繰替運用です。町長は、必要があると認めるときは、繰戻しの方法、期間、利率を定め、基金の現金を歳計現金に繰り替えて運用を可能とする規定であります。

第6条は、処分です。基金は、第1条の目的に限り処分することができるかと規定しております。

第7条は、委任規定です。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 由仁町企業版ふるさと納税基金条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第18 議案第13号

○議長（熊林和男君） 日程第18、議案第13号 由仁町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第13号 由仁町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、診療所の職員が在宅診療業務に従事したときに支給する在宅診療手当について、支給対象を医師以外の職種にも拡大しようとするものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君） 議案第13号 由仁町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

町立診療所は、広域で訪問診療を行い、地域包括ケアシステムの推進に努めています。24時間365日、在宅患者の電話相談を受け付け、必要時、医師が往診する体制を構築しています。診療所が平成30年に訪問診療を開始し、5年が経過しようとしていますが、訪問患者は現在約120名、この5年間で373名の方に在宅医療を提供してきました。この先も在宅患者の増加を見込んでおり、安定的な訪問体制を継続していくことが重要であり、人員等の体制整備を進めているところです。その一つとして、看護師等医師以外の職種が在宅診療業務を担うということがあります。このたびの改正は、在宅診療手当の支給対象者を医師から在宅診療業務に従事した看護師等に拡大するものであります。

改正内容につきましては、議案第13号資料の新旧対照表で説明いたしますので、御覧願います。右側が現行で左側が改正案であります。第6条第1項の「医師」の次に「及び看護師等」を加えるものであります。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 由仁町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第14号

○議長（熊林和男君） 日程第19、議案第14号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第14号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準であります厚生労働省令が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君） 議案第14号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容の説明をいたします。

このたびの改正は、感染症蔓延時の業務継続の課題や近年子供が巻き込まれる事故の多発等を受け、安全計画の策定及び自動車を運行する場合の所在確認などに係る規定を新設し、衛生管理等に必要な措置を明確化するため、厚生労働省令において本条例の基準となります児童福祉施設の設備及び運営に関する基準などの改正が行われたことから、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第14号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。第1条関係は、由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

第7条の2は、新たに条を追加し、安全計画の策定等に係る規定を追加するもので、家庭的保育事業者等に対し、利用乳幼児の安全の確保を図るための安全計画を策定し、計画に従って必要な措置を実施することなどを義務づけるものであります。

第7条の3につきましても新たに条を追加し、自動車を運行する場合の所在の確認に係る規定を追加するもので、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは乗車及び降車の際に点呼等による所在確認を、さらに送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときはブザー等の乳幼児の見落としを防止する装置を設置し、その装置を用いて降車時の所在確認を義務づけるものであります。

2ページをお開き願います。第10条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の規定で、家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設を併設する場合には一体的な支援を可能とするため、保育に支障がない場合に限り、設備及び人員の専従規定を緩和するものであります。

第13条の懲戒に係る権限の乱用禁止に係る規定は、本条例の基準となります児童福祉施設の設備及び運営に関する基準から削除されたことに伴い、条を削除するものであります。

第14条は衛生管理等の規定で、職員に対して感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修、訓練を定期的実施するよう努めなければならないことを明確化するものであります。

第2条関係は、由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

3ページをお開き願います。第6条の2は、新たに条を追加し、安全計画の策定等に係る規定を追加するもので、放課後児童健全育成事業者等に対し、利用者の安全確保を図るための安全計画を策定し、計画に従って必要な措置を実施することなどを義務づけるものであります。

第6条の3につきましても新たに条を追加し、自動車を運行する場合の所在の確認に係る規定を追加するもので、事業所以外での活動等の際し、移動のために自動車を運行するときは乗車及び降車の際に点呼等による所在確認を義務づけるものであります。

第12条の2につきましても新たに条を追加し、業務継続計画の策定等に係る規定を追加するもので、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、職員に対し必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないことを規定するものであります。

4ページをお開き願います。第13条は衛生管理等の規定で、職員に対して感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修、訓練を定期的実施するよう努めなければならないことを明確化するものであります。

附則であります。第1項は条例の施行日で、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。第1条関係の家庭的保育事業者等に係る懲戒に係る権限の乱用禁止に関する改正規定につきましては、公布の日から施行しようとするものであります。

第2項は、家庭的保育事業者等が送迎を目的とした自動車にブザー等の乳幼児の見落としを防止する装置を設置することが困難な場合には、令和6年3月31日までの間、代わりの措置を講じて乳幼児の所在確認を行うことによりブザー等の設置を遅らせることができるものであります。

5ページをお開き願います。第3項は、放課後児童健全育成事業における安全計画の策定等に関わる規定の運用につきましては、条例の施行日から令和6年3月31日までの間、努力義務とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第15号

○議長（熊林和男君） 日程第20、議案第15号 由仁町健康元気づくり館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第15号 由仁町健康元気づくり館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、子ども発達支援センターの開設に伴い、その開設場所である健康元

気づくり館の事業及び施設使用の取扱いなどを変更しようとするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君） 議案第15号 由仁町健康元気づくり館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、発達に課題のある児童の健やかな育ちを支援するため、これまで栗山町へ運営費の一部を負担し、子供発達支援に関する業務を進めてきましたが、令和3年4月に児童発達支援放課後等デイサービス事業を展開するこどもねっとゆにが健康元気づくり館に開所したことに伴い、町内におきまして療養訓練の場が確保されたことから、本年4月、健康元気づくり館に子ども発達支援センターを開設するものであります。

子ども発達支援センターにつきましては、児童支援を効果的に実施するため、こどもねっとゆにと同じ2階フロアの視聴覚室に開設しようとするものであり、当町にとって必要不可欠な社会資源として長期的な事業継続が必要であることから、施設の構成及び事業の実施について条例に位置づけるとともに、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可により視聴覚室を貸し館としての位置づけを廃止しようとすることから、本条例の関係規定について改正しようとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第15号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。第3条は健康元気づくり館の構成の規定で、第7号として新たに由仁町子ども発達支援センターを追加しようとするものであります。

第4条は事業の規定で、前条の改正に伴い、第7号として新たに子ども発達支援センターが行う事業を追加しようとするものであります。

次に、別表でありますので、2ページをお開きください。現行欄の別表、一番下にあります視聴覚室の項を削り、貸し館としての位置づけを廃止しようとするものであります。

附則でありますので、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号 由仁町健康元気づくり館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第16号

○議長（熊林和男君） 日程第21、議案第16号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第16号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、出産育児一時金を増額するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、このたびの条例の一部改正につきましても議案第2号同様、由仁町国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君） 議案第16号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、出産育児一時金の額の増額を内容とする健康保険法施行令等の一部を改正する政令が本年2月1日に公布されたことにより、条例の一部について所要の改正を行おうとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第16号資料の新旧対照表を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。第5条は出産育児一時金で、現行の40万8,000円を48万8,000円に改めようとするものであります。

なお、本条に規定する額に産科医療補償制度の掛金1万2,000円を加えますと現行42万円から50万円への改正となるものであります。

次に、附則であります。第1項は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項は経過措置で、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第17号

○議長（熊林和男君） 日程第22、議案第17号 ゆにガーデン設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第17号 ゆにガーデン設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、燃油価格等諸物価の高騰などに伴い、ゆにガーデンの指定管理者による施設の運営収支の均衡を図るため、利用料設定基準の改定を行おうとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（関澤和之君） 議案第17号 ゆにガーデン設置条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、近年の燃油価格、電気料金、原材料等の諸物価の高騰により指定管理者による合理化、省力化による経営努力によっても経常経費が増嵩し、施設の運営を大きく圧迫しておりますことから、指定管理者であります東武緑地株式会社から入園料の上限額である利用料設定基準を改定してほしい旨の要請があり、町といたしましても近年の経営状況、経済状況、道内の同類の施設入園料、今後の諸物価上昇予測を踏まえ、利用料設定基準上限額を改正するものです。

新旧対照表で説明しますので、議案第17号資料を御覧願います。右が現行、左が改正案です。別表1、入園料は利用料設定基準で、利用料は本条例第7条で指定管理者は別表に掲げる額を上限として利用者から利用料を徴収することができる。利用料は、利用料設定基準以内で指定管理者が定める額とするものであり、入園料の設定基準を一日券で中学生以上の大人1人当たり880円を1,500円に、小学生の子供1人当たり440円を750円に、年間券で中学生以上の大人1人当たり1,650円を2,800円に、小学生の子供1人当たり770円を1,300円に改めるものです。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものです。

なお、指定管理者において利用料を増額しようとするときは、利用料につきましては本条例第10条によりあらかじめ町長の承認を受けなければならないこととなっております。以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤君

○6番（佐藤英司君） 今、灯油、電気代、燃料代、それは値上げは分かるけれども、この値上げ幅がどういう根拠でまず示したか聞かせてほしい。

今これをやっていて、ゆにガーデン、皆さん知っていると思うのだけれども、行ったって、今私が行っても880円で、何よ、この880円って。今期の入場料、こんな高いのと。ますます人が入らなくなる可能性だってあるのだよ。そうしたら、これで今一日券が1,500円、こんな高いところに行ったら、1,500円値のものがあるか、何かありますか。あったら、ちょっと言ってください。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（関澤和之君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

今回の条例の改正につきましては、先ほど説明したとおり利用料の上限額、利用料の設定基準を改正するものでございまして、例えば大人の金額880円から1,500円に変えるものですが、今回1,500円にいきなり変えるというものではございません。金額につきましては、これから指定管理者であります東武緑地株式会社のほうから金額を設定、承認の設定があるものと考えておりますので、その中身をもって対応したいと思っております。

なお、先ほども説明しました道内の施設の利用率の、入園料等の設定料金につきましては近隣の恵庭市等の利用率、おおむね1,000円ぐらいの利用率、入園料を取っておりますので、それらも考慮し、また今後の物価上昇等も十分考慮した上での改正とさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（熊林和男君） よろしいですか。上限を決めたのであって、この1,500円になるということではないです、今すぐ。そういうことです。何かありますか。

佐藤君

○6番（佐藤英司君） 入園料は、そうしたら向こうと、東武さんと話し合っただけで決めるという話でございますけれども、私が言いたいのは、ゆにガーデンへ行ったら目玉になるものが何もないわけでしょう。だから、そういうものを、例えばコキアだけで、1回来たら、もう二度と来ないよと。そうではなくて、もっともっとあの周りの付近も含めて、これからいろいろ考えていかなければならぬと思うのだけれども、やっぱりそういう面で、今入園料は1,500円ではないよということとちょっと今話を聞いたが、できるだけ教えて、また来ようか、また来たよという施設にしてもらいたいと思っていますので、以上、それだけです。

○議長（熊林和男君） 答弁は要りますか。

○6番（佐藤英司君） 要らない。

○議長（熊林和男君） 分かりました。

そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号 ゆにガーデン設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第18号

○議長（熊林和男君） 日程第23、議案第18号 町道路線の認定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第18号 町道路線の認定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、道路法第8条の規定により新たに町道を認定しようとするものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君） 議案第18号 町道路線の認定について内容の説明をいたします。

道路法第8条の規定に基づき、町道の路線を次のとおり認定するものです。

議案第18号資料を併せて御覧ください。このたびの認定は、三川泉町内に令和3年度から4年度の2か年にわたり整備した道路に伴うものであります。路線名は三川泉町中通り支線、延長は64.00メートル、幅員は4.500メートル、起点は三川泉町17番地先から終点は三川泉町22番地先です。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号 町道路線の認定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第19号

○議長(熊林和男君) 日程第24、議案第19号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第19号 公平委員会委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

現在公平委員であります平尾俊治氏は、本年5月11日をもって任期満了となります。平尾氏は人格高潔で、人事行政に関して公平であり、また卓越した識見を有しておりますことから、委員として適任であると考えておりますので、引き続き委員として選任したく提案した次第であります。

なお、平尾氏の任期につきましては、本年5月12日から令和9年5月11日までの4年間であります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号 公平委員会委員の選任については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(熊林和男君) 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第25 議案第20号

○議長（熊林和男君） 日程第25、議案第20号 監査委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第20号 監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

現在監査委員であります吉田弘幸氏は、本年5月29日をもって任期満了となります。吉田氏は、豊富な経験と人格高潔で行財政運営に関して優れた識見を有しておりますことから、委員として適任であると考えておりますので、引き続き委員として選任したく提案した次第であります。

なお、吉田氏の任期につきましては、本年5月30日から令和9年5月29日までの4年間であります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号 監査委員の選任については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時07分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第26 令和5年度予算編成方針

○議長（熊林和男君） 日程第26、令和5年度予算編成方針を上程いたします。

町長から予算編成方針を行っていただきます。

町長

○町長（松村 諭君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 予算編成方針に対しての質疑は、一般質問に含めて行うことといたしたいと思いますが、ご了承願います。

◎日程第27 議案第21号ないし日程第34 議案第28号

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

日程第27、議案第21号から日程第34、議案第28号までの令和5年度由仁町各会計予算については関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、一括議題とすることに決定をいたしました。

日程第27、議案第21号から日程第34、議案第28号までを一括議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま一括上程されました各議案の提案の理由を申し上げます。

議案第21号から議案第28号までの令和5年度各会計予算につきましては、さきに申し上げました令和5年度予算編成方針に基づき、それぞれの予算を計上したところであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 副町長
- 副町長（田中利行君）

「記載省略」

- 議長（熊林和男君） 以上をもちまして提案理由及び内容の説明が終わりました。
各会計予算に対する大綱質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

◎予算審査特別委員会の設置

- 議長（熊林和男君） お諮りいたします。

ただいま一括議題となりました議案第21号から議案第28号までを会議規則第39条の規定により、議長を除く9名で構成する予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第28号までを議長を除く9名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

- 事務局長（泉 陵平君） 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、大畠敏弘議員、2番、羽賀直文議員、3番、早坂寿博議員、4番、加藤重夫議員、5番、浮田孝雄議員、6番、佐藤英司議員、7番、平中利昌議員

員、8番、大竹登議員、9番、後藤篤人議員。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名の議員を予算審査特別委員会の委員に決定をいたしました。

休憩いたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時42分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出

○議長（熊林和男君） 休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出が行われ、その結果、委員長に羽賀君、副委員長に大竹君であります。

予算審査特別委員会は、付託となった議案第21号から議案第28号までの令和5年度由仁町各会計予算について会期中に審査を終え、本定例会に報告願います。

◎延会の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日7日から3月12日まで休会とし、3月13日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（熊林和男君） 皆さんに連絡いたします。

3月13日の開議時間は午前9時30分からといたしますので、時間までにご参集願います。

ご苦労さまでした。

◎延会 午後 2時44分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

5 番議員 浮 田 孝 雄

6 番議員 佐 藤 英 司